令和７年度健康診断の実施対象者と第一次健診実施検査項目表

別表(1)

1.実施対象者

	健診名	対象者	一部負担金	備考
1	総合健診	満３０歳と満３５歳以上の被保険者及び被扶養者	8,000円	年齢により１～４の健診を１つ選択
2	基本健診	満３５歳未満（満３０歳除く）の被保険者及び被扶養者	3,000円	
3	特定健診	満４０歳以上の被扶養者	無料	
4	人間ドック	満３５歳以上の被保険者及び被扶養者	補助限度額 入院 20,000円 外来 10,000円	
5	歯科健診	被保険者及び被扶養者	５００円	年１回

※年齢制限の基準は毎年度4/1から翌年3/31までとします

2.第一次健診実施検査項目表

検査項目	当健康保険組合 総合健診 *1 男子	当健康保険組合 総合健診 *1 女子	当健康保険組合 基本健診 *2	当健康保険組合 特定健診 *3	高医法 特定健康診査	労安法 定期健診
1 問診・診察						
(1) 既往歴調査	○	○	○	○	○	○
(2) 業務歴調査	○	○	○	○	○	○
(3) 自覚症状の有無検査	○	○	○	○	○	○
(4) 他覚症状の有無検査	○	○	○	○	○	○
2 身体計測						
(1) 身長（BMI指数（肥満度）（標準体重））	○	○	○	○	○	
(2) 体重（BMI指数（肥満度）（標準体重））	○	○	○	○	○	○
(3) 体脂肪率	○	○				
(4) 腹囲	○	○	○	○	○	
3 視聴覚検査						
(1) 視力	○	○	○			○
(2) 聴力（オージオメーター 1000・4000HZ）	○	○	○			
4 血圧測定	○	○	○	○	○	○
5 肝・胆道系検査						
(1) ＡＳＴ（ＧＯＴ）	○	○	○	○	○	
(2) ＡＬＴ（ＧＰＴ）	○	○	○	○	○	
(3) γ－ＧＴ（γ－ＧＴＰ）	○	○	○	○	○	
(4) ＡＬＰ	○	○				
(5) 総蛋白	○	○				
(6) アルブミン	○	○				
(7) Ａ／Ｇ比	○	○				
6 血中脂質検査						
(1) 総コレステロール	○	○				
(2) 空腹時中性脂肪	○	○	○	○	○	★
(3) 随時中性脂肪	△	△	△	△	△	★
(4) ＨＤＬ－コレステロール	○	○	○	○	●	
(5) ＬＤＬ－コレステロール	○	○	○	○	●	
(6) Non－HDLコレステロール	○	○	○	○	●	

検査項目	当健康保険組合 総合健診 *1 男子	当健康保険組合 総合健診 *1 女子	当健康保険組合 基本健診 *2	当健康保険組合 特定健診 *3	高医法 特定健康診査	労安法 定期健診
7 糖代謝検査						
(1) 空腹時血糖	○	○	○	○	◎	
(2) ヘモグロビンＡ１ｃ	○	○	○	○	◎	
(3) 随時血糖	△	△	△	△	■	
8 尿検査						
(1) 糖 半定量	○	○	○	○	○	○
(2) 蛋白 半定量	○	○	○	○	○	○
(3) 潜血	○	○	○			
9 腎機能系検査						
(1) 尿素窒素	○	○				
(2) 血清クレアチニン	○	○				
(3) 尿酸	○	○				
(4) ｅ-GFR	○	○				
10 膵臓検査						
(1) 血清アミラーゼ	○	○				
11 血液系検査						
(1) 白血球数	○	○				
(2) 赤血球数	○	○	○			
(3) 血色素量	○	○	○			
(4) ヘマトクリット値	○	○				
12 眼底カメラ検査	○	○				
13 心電図検査	○	○	○			
14 胸部Ｘ線検査						
(1) （2方向）	○					
(2) （正面）		○	（3）の⑤に準拠して実施			
喀痰細胞診						
15 消化器Ｘ線検査	○	○				
（内視鏡への切り替えも可）						
16 腹部超音波検査	○	○				
17 便潜血（免疫学的検査－２回法）	○	○				
18 婦人科検査						
(1) 乳房検査						
(ｱ) マンモグラフィ（いずれか）		○		○（女子付加）		
(ｲ) 超音波検査（いずれか）						
(2) 子宮検査		○	*○（希望者に付加）	○（女子付加）		
実施検査項目数	40	42	22	16～18	14	6

(1)「高齢者の医療の確保に関する法律」の特定健康診査の詳細検査は医師の判断により次の項目を実施します

①赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・心電図検査・眼底カメラ・血清クレアチニン

※1.中性脂肪が400㎎/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロール（●）に代えてNon－HDLコレステロール（●）≪総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの≫で評価を行うことができる

※2.中性脂肪をやむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、食直後から10時間未満は随時中性脂肪により検査を行うことができる。

※3.空腹時血糖（◎）とヘモグロビンA1c（◎）はいずれかを実施

※4.やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時血糖（■）により血糖検査を行うことができる

(2)「労働安全衛生法」の定期健診における省略可能な検査項目(医師の判断による)

①身長は２０歳以上省略可

②腹囲は次の(ｱ)～(ｴ)に該当する場合は省略可

(ｱ)４０歳未満（３５歳除く）

(ｲ)妊娠中の女性その他の場合であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された場合

(ｳ)BMI（体重(kg)÷身長(m)^2)が２０未満の場合

(ｴ)自ら腹囲を測定し、その値を申告した場合（BMIが２２未満の場合に限る）

③聴力は４５歳未満（３５歳除く）の場合はオージオメータ以外の方法で実施可

④次の検査項目は４０歳未満（３５歳除く）は省略可

(ｱ)AST（GOT）・ALT（GPT）・γ－GT（γ－GTP）・中性脂肪（空腹時・随時）・HDL－コレステロール・LDL－コレステロール・赤血球数・血色素量・心電図検査

(ｲ)糖代謝検査は空腹時血糖又は随時血糖又はヘモグロビンA1cを実施。なお、ヘモグロビンA1cを測定せずに随時血糖を行うときは食後　（食事開始時から3.5時間未満）を除いて実施

⑤胸部Ｘ線検査は４０歳未満（２０歳・２５歳・３０歳及び３５歳除く）で次の(ｱ)及び(ｲ)のどちらにも該当しない方については医師が必要でないと認めるときは省略可

(ｱ)感染症法で結核にかかる定期の健康診断の対象とされている学校・医療機関社会福祉施設等の労働者

(ｲ)じん肺法で３年に１回のじん肺健康診断の対象とされている労働者

⑥喀痰検査は次の(ｱ)(ｲ)に該当する場合は省略可

(ｱ)胸部Ｘ線検査で所見のない場合は省略可

(ｲ)(2)の⑤に該当する場合は省略可

*当該年度20・22・24・26・28・32・34歳の女性を対象に希望者には無料で付加